

## 174-衆-外務委員会-3号 平成22年03月10日

○**笠井委員** 日本共産党の笠井亮です。

昨日、三月九日、岡田外務大臣が公表、発表した日米間の密約に関する有識者委員会の報告をめぐって質問をいたします。

この問題の解明は、新政権が総選挙中に国民に公約したことであります。それに先立って、我が党は、この問題に一貫して取り組んできた党として、昨年九月十日の党首会談で調査に協力することを表明して、資料の提供なども行ってまいりました。しかし、端的に申し上げて、今回発表された報告書の内容というのは、一連の密約の中でも最大の焦点となっている日米核密約について重大な問題点を持っていると言わざるを得ないと思います。

そこで、まず岡田大臣に伺いますが、この有識者委員会の報告書では、一九六〇年の日米安保条約改定時に結ばれた討論記録、討議の記録の存在というのを認めながら、これが核持ち込みの密約、つまり核搭載艦船の寄港を事前協議の対象にはしないという秘密の合意だったことを否定しているということだと思うんですが、報告書のこの内容を政府として認めるということなんでしょうか。いかがですか。

◆**岡田国務大臣** 今おっしゃった点は、この有識者委員会の報告書だけではなくて、政府の報告書においても、政府の報告書の場合には、実際に入手し得たといいますか、確認した資料に基づいて判断をしているわけでありまして、その判断として、最初からそういった密約といいますか、持ち込みについての約束があったというふうには考えていないわけでありまして。

○**笠井委員** これは全く成り立たない議論だと思うんです。

この討論記録では、第一項で岸・ハーター交換公文として発表された事前協議についての取り決めが述べられて、第二項で交換公文の解釈についての了解事項が述べられております。核兵器にかかわるのは第二項のAとCで、Aで事前協議の対象となるのは核兵器の日本への持ち込み、イントロダクションとその基地の建設だと限定をして、Cで事前協議は米国の軍用機の飛来、エントリーや艦船の港湾への立ち入り、エントリーは現行の手續に影響を与えるものとは解されないと明記しております。

現行の手續でいくとは、それまで慣行とされてきた米軍の自由勝手な核持ち込みを認めるということでありまして。ですから、この討論記録というのは、それ自体が明らかに核持ち込みの密約そのものではないか。いかがでしょうか。

◆**岡田国務大臣** ここはさまざまな議論が今までなされてきましたし、私は、違う意見があるからといって、それをすべて否定するというのではなくて、さらに議論がなされていく、そういうことだろうと思っております。ただ、我々が調べた結果はそうではないということでありまして。

今おっしゃった討議の記録の関連部分につきましては、日本側としては、地位協定第五条の関係に関するものであるというふうに理解をし、一時的立ち寄りあるいは寄港に関するものというふうには思っていなかった、そういった資料も出てきているところでございます。

○**笠井委員** そういった資料も出てきているところであります。思っていなかったということでもってそうでないというふうに断定するのはもともと無理があると思うんです。

いずれにしても暗黙の合意と言われているわけですが、では、その暗黙の合意というのは、広義、狭義の話がありましたが、対処におけるものでありまして、報告書でいいますと、「米国政府は「交換公文」の意味を明らかにする非公表の「討議の記録」に基づいて、核搭載艦船の日本寄港は事前協議の対象外との立場をとり続けた。」「日本政府は米国政府に米国側の解釈を改めるよう働きかけることはなく、核搭載艦船が事前協議なしに寄港することを事実上黙認した。」と書いてあります。つまり、核兵器を積んだ米艦船の寄港にどういった対応をするかという処理については暗黙の合意があっ

たと言うにすぎないわけでありませぬ。

報告書は、この章の最後の「結論」にあるように、「核兵器を搭載した米軍艦船の日本寄港は、「安保条約第六条の実施に関する交換公文」にいう事前協議の対象になるか。日米両政府間には、今に至るもこの問題に関する明確な合意がない。」つまり、報告書は、核持ち込み密約そのものについて、狭義であれ、広義であれ、合意はなかったと言っているわけでありませぬが、これは事実は違ふということでありませぬ。

しかも、伺っておきたいんですが、今に至るも日米間の合意がなかったというふうここに書いてありますけれども、この点でも、一九六三年の大平・ライシャワー会談では、完全な合意に達したという報告を米側は本国にしているわけですが、大臣は、米側がうその報告をした、本国に出したという認識なんですか。

◆**岡田国務大臣** 今委員がおっしゃったことは、いろいろな議論があり得るんだろうと思います。委員も、アメリカ側のそういった大平・ライシャワー会談のアメリカ政府に対する報告、それがそのまま事実かどうかということについて、必ずしも確信は持っておられないというふうに思うんですね。つまり、そこが今御指摘のようなことであつたのかどうかということについては必ずしも明らかではない、むしろ日本側の受け取り方は違ふ、そういったことも今回の検証の結果、明らかになってきた点だと思ひます。

つまり、もう少し一般論で申し上げますと、今までアメリカはどんどん情報公開をしてきた。そして、そのアメリカの情報公開に基づいてさまざまな議論がなされてきた。それはそれでいいわけですが、しかし、日本もやはり情報公開をする。そのことで、日本側の見方と、その当時どういふふうに見ていたかということも示される、より歴史に対する理解というものが立体的になってくる、こういう問題だと思ひます。

アメリカが当時こういうふうに言っていたから、あるいはライシャワー大使が報告したからそれがすべてだというふうには必ずしも考える必要はないし、より歴史というのは複雑なものではないかというふうに思ひます。

○**笠井委員** ライシャワー大使が本国に報告した中身というのは間違っていた、うそだったという、この点はどうなんですか。

◆**岡田国務大臣** 間違っていたとかうそだったとかいうつもりはありません。しかし、こういう報告をする際に、微妙なニュアンスの違いというのは、これは時々そういったことがあるというのは常識として理解し得ることではないかというふうに思ひます。

○**笠井委員** 微妙なニュアンスの違いとかと言われましたけれども、私はこれは合意に達したというのが非常に確信を持てる中身だと思ひますよ。

一九六三年四月四日にライシャワー駐日大使がラスク米国務長官あての電報を出しておりますが、それを見ますと、こうあります。我々がイントロデュースという言葉に固執していることの意味をはつきりと説明し、それは日本領土上に配置したり設置したりすることを意味していることを説明したところ、大平氏はこれに対し、この解釈のもとでは、イントロデュースというのは、艦船に積載された核兵器が日本の領海や港湾に入ってくる事態を仮定したら、その事態には当てはまらないことに注目すると言つたので、私はそのとおりで述べたと。つまり、ちゃんとニュアンスも、やりとりをやって、大平さんも言われて、それもそのとおりで言つて確認している。

次いで、私は、ライシャワー氏は、大平氏とともに、一九六〇年一月十九日の日米安保条約第六条に関する交換公文の日英両語テキストと、一九六〇年一月六日の秘密の討論記録の第二A項と二C項の英文テキストを改めて検討した、こういうふうになっているわけだ。

つまり、ニュアンスが違ふとか、報告書にあるように、日本側が異議を唱えなかったということじゃなくて、完全な合意に達したというのは明らかじゃないかと思ひます。

大臣はそのことについてはっきりそうだと言われませんが、では伺いますけれども、それは、いろいろなニュアンスについては、アメリカ本国に報告したのはあくまで米側の理解であって、日本側がそれには同意していないことを裏づける、この点における具体的な資料というのは、事実はあるんですか。

◆**岡田国務大臣** このライシャワー大使と大平外相の会談、これは朝食会という形で行われましたが、いろいろな意味でちょっと異例な会談だったと思います。まず、外務省の職員が入っていないということでもあります。そういう中でどういうやりとりをなされたのか、いろいろな考え方があるというふうに思います。正式に申し入れるということであれば、大使が外務省に来られて、そして、当事者同士だけではなくて一定の職員も入る中で何らかの意思表示が行われるというのが普通だと思いますが、大平外相とライシャワー大使の会談というのは、そういう意味ではかなり異例であります。そういうこともあると思います。

ただ、誤解しないでいただきたいのは、この六三年の大平・ライシャワー会談において、少なくともアメリカ側の考え方というものを日本側はその段階ではっきりと認識をしたということでもあります。そのところについて私が異論を述べているわけではありません。

○**笠井委員** 認識して異論を述べなかったというんじゃないくて、合意に達したというのがここから読み取れる中身でありまして、非常に異例な形と言われましたが、当時では、その後の佐藤・ニクソン会談だってそうです。外務省の人、担当者がいなくてやっている、しかし、重大なやりとりがあるわけであります。

討論の記録が日米間の公式の合意文書であって日米安保条約の一部をなすものであることは、細かく述べませんが、両国政府間のこの文書の取り扱いからも疑問の余地のない明確なことだと思います。

この討論記録の存在というのを認めたわけですが、認めながら、核持ち込み密約の明確な合意が存在してこなかったという議論は、私は、歴史を偽ってねじ曲げることになると言われても仕方がないと思います。そして、それをうのみにすることは、被爆国たる日本外交に深刻な汚点を残すということと言わざるを得ないと申し上げたいと思います。

さらに伺いますが、報告書では、核持ち込み密約を否定する一方で、日本政府は、核搭載艦が事前協議なしに寄港することを事実上黙認したとして、国民に対して事実と反する明白なうそをつき続けたなどとも述べております。

しかし、大臣、これは、核持ち込み密約が成立していないにもかかわらず、米国の核搭載艦を事前協議なしに横須賀、佐世保などに寄港させていたとすると、米国は条約上の権利を持たないままに無法な核持ち込みを続けていたということになります。日本政府はそうした無法を黙認していたということになります。そういう可能性は否定できないということではよろしいのでしょうか。

◆**岡田国務大臣** まず、先ほどの大平・ライシャワー会談について若干つけ加えたいと思いますが、この有識者委員会の報告書にも出てくるわけでありましてけれども、この会談において両者の対応がどうであったかということについて、大平外相がライシャワーの見解に対していずれとも見解を述べられなかった、そう東郷北米局長は述べているわけであります。

それから、これはいろいろな論文がありますけれども、その中で、米大使館通訳の証言として、大平外相はハイイと答えた、あとは覚えていないというふうに通訳は証言をしているわけであります。ですから、一つの会談について、余り人が入っていなかったということで、いろいろな解釈というのがそこにあるんだろうというふうに思います。何が真実かということは、なかなか断定しがたいということだと思います。

そして、今の委員のお話であります。私は、六〇年段階で密約というものがあつた、そのことを認めていないというのが委員の御指摘だというふうに思いますけれども、我々は、六〇年段階ではそういう明確な約束というものはなかったという立場に立っておりますけれども、しかし、六三年に大平・ライシャワー会談もありました、そしてその後、六八年には東郷北米局長のメモというものが書

かれて、そこには、アメリカ側の解釈というものも書きながら、しかし日本政府としてはお互いこれは深入りすることを避けざるを得なかったということが書いてあるわけでありますから、その段階では暗黙の合意があったというふうに言えるかと思えます。

そして、暗黙の合意ということの意味は、日米で解釈が違うということについての暗黙の合意があったということであります。日米の解釈が違うということは、そういう一時的寄港に関して、アメリカ側はそれは持ち込みに当たらないということですから、そういう意味では事前協議を行う必要がないというふうにアメリカは考えてきたということであります。日本側は、一時的寄港も事前協議の対象であるというふうに考えながら、そしてアメリカの解釈がそれとは違うということを知りながら、それに対して具体的な指摘をしてこなかった、こういうことでございます。

**○笠井委員** 暗黙の合意というのは条約じゃありませんから、条約上の権利は持っていないわけですよ。

それで、報告書は、日本が国是としてきた非核三原則がじゅうりんされて空洞化されていた事実を認めたわけだし、大臣自身も、核持ち込みがなかったとは言い切れない状況と昨日述べられました。疑いが払拭できないと昨日も繰り返されたわけで、明確な合意、密約ということがないのに、暗黙な合意ということで、条約上の権利もなしに勝手放題に持ち込んでいた。そうしたら、事前協議違反じゃないかということになるわけですが、報告書を受けて、これは日本政府として一体どうするつもりかと問われるんじゃないですか。

**◆岡田国務大臣** ですから、日米双方がそれぞれの解釈で行ってきたということであります。

結果として、アメリカはアメリカの解釈に基づいて、一時寄港は事前協議の対象でないということですから、事前協議しなかったわけです。

そういう中で、日本は事前協議の対象であるといいながら、そしてアメリカの解釈が異なることを知りながら、それを放置した。その結果として、少なくともアメリカの政策転換が行われる九一年以前に日本に核が持ち込まれたということに対して、これを完全に否定する材料はないということになります。

**○笠井委員** ですから、事前協議しないで持ち込まれてきた可能性があると言われたわけですから、それでやられていたら、これは条約上大変なことになるわけですよ。権利もないのにやってきた、無法がやられて、それを許してきたということになるわけです。核持ち込み密約はなかったという立場に立つから、結局、米側には何の働きかけをする立場もなくなる。つまり、現状のままが続いてしまうわけです。

今後、核搭載艦が寄港したとしても、国民にはわからないということになります。今のままいきますと、米側は当然、核兵器を搭載した艦船の寄港というのは条約上の権利だというふうに考えている。そういう密約を結んだとしているわけですから、向こうの側は。その権利行使として入港することはある。そうしても、日本国民にはこれまで同様わからない状況が今度は公然と続くわけであります。

だから、こういう決着の仕方というのは、これまでは秘密中の秘密だった核持ち込みというのは、これからは公然の約束にするようなものでありまして、被爆国民として一層許しがたいことになると言わなければならないと思えます。

今の関連で、最後に聞いておきたいんですが、今後の核持ち込みを許さないためにどんな対処をするつもりか聞きたいんですが、この討論記録というのを廃棄するつもりはありますか。

**◆岡田国務大臣** そもそも討論記録に対する意義づけとございますか、それが委員と私、違いますので、私は、それを廃棄するという意味もよくわかりませんが、しかし、そういうつもりはございません。

**○笠井委員** 廃棄しないと。

それでは、今後、米国による核持ち込みをさせない保証はどこにあるのかという問題になります。

報告書によれば、米国政府が核搭載艦船の日本寄港は事前協議の対象外との立場をとり続けた、そのよりどころとなっているのが討論記録ということになっております。米側は核持ち込みの密約で権利があると理解し、日本側が合意していなくても事前協議なしで続けるということになります。向こうはこの討論記録をよりどころにしている。これを廃棄しなかったら、幾ら非核三原則を堅持する、変えるつもりはないと言っても、何の担保もないんじゃないですか。担保、ないでしょう。

◆**岡田国務大臣** この点については、従来からこの場でも申し上げておりますように、一九九一年に、水上艦船及び攻撃型潜水艦を含む米海軍の艦船及び航空機から戦術核兵器を撤去する旨表明がなされました。そして、一九九四年の核体制見直しの結果として、水上艦船及び空母艦載機から戦術核兵器の搭載能力を撤去するというふうにアメリカは政策決定をしております。

したがって、今、そういった持ち込みということが起こり得ないというふうに我々は考えているわけであります。

○**笠井委員** 起こり得ないと言われましたが、まさにこれは決して過去の問題じゃないんです。明らかに事実認識が違う。

米国は、水上艦艇から核兵器を撤去しましたが、必要があれば随時、攻撃型原潜に核巡航ミサイル・トマホークを搭載する体制を維持しております。解除しておりません。そして、この攻撃型原潜というのは、日本への寄港回数を見ますと、この間、相当あるんです。二〇〇一年四十四回、二〇〇二年五十三回、二〇〇三年四十九回、二〇〇四年五十一回、二〇〇五年四十八回、二〇〇六年四十七回、二〇〇七年四十八回、二〇〇八年六十一回、まさにそういう実態もある。

相手側、アメリカ側は、これは続けると宣言しているわけでありまして、入ってこないと言われても、解釈が違うと。そして、先ほど大臣は、この点では可能性が低いという言い方もされました。しかし、それでは、可能性が低かったら持ち込まれない保証はあるのか、現実にならった場合にどうするのかといたら、何の担保もないわけですよ。これはどうしますか。

◆**岡田国務大臣** 日米政府間でいろいろ深いやりとりをしております。それすべてをここで申し上げるわけにはまいりません。しかし、今、トマホークの件を委員は言われましたが、私は、トマホークは再度積まれることはないというふうに考えております。

○**笠井委員** 大臣が考えていても、アメリカは政策を変えていないと言うわけですよ。

では、変えていないのかどうかとはっきり確認して、変えていない、あるいは変えた、そういう確認はとっているんですか。

◆**岡田国務大臣** 九一年の政策、九四年の政策、これは変わっておりません。確認はしております。

○**笠井委員** 変わっていないとすれば、攻撃型原潜にトマホークを積載する体制を維持することも変わっていないんですよ。まさにそういう点でいうと現在の問題でありまして、日米核密約のもとで、日本に核兵器が持ち込まれる仕組みと体制というのは引き続き日本列島を覆っているということでもあります。

ですから、そのよりどころにしている討論記録でありますから、それを廃棄するというのは当たり前でありまして、あくまで廃棄するつもりはないということで、何の働きかけもしないんですか、その点では。保証は国民に対してどうするんですか。

◆**岡田国務大臣** 委員の御心配の点につきましては、具体的なことは申し上げるわけにはいきませんが、私は確信をしております。

○**笠井委員** 具体的に言えなくて、確信していると言っても、私の心配じゃないんです、国民の心配だし、横須賀や佐世保やそういうところで、さんざんそういうことでうそをつかれてきた国民の心配なんですよ。何の保証もない。

大臣は、米国の政策は変更したと言いますが、NCNDは変わっていません。核兵器の役割は減じつつあると言われますが、核抑止力は維持するということには変わりないでしょう。我々の考えでは一時寄港は持ち込みに当たると言われるけれども、米側はそうみなしていない。そうしますと、非核三原則を守ると言うけれども、何の担保にもならないということになります。この点、本当にしっかりとやる必要があると私は思うんです。

大臣、これだけの重大な問題です。有識者委員会にゆだねて、それを政府として受け取るのは結構ですが、受け取って、中身を十分検討もするというので、やり切れないうちに、文書が欠落しているという問題もありながら、その判断をうのみにするということになる、政府として、国民に対する責任ある態度と言えないんじゃないか。

国の安全保障にかかわる大問題です。しかも、被爆国民と国会にうそをつき続けてきた許しがたい問題ですから、専門家の検討結果が出たら、改めて政府みずから徹底的に責任を持って検証して、これは見解をきちんと出すべきじゃないですか。それから、国民に対しても、具体的に大丈夫なら大丈夫と根拠を持って言う。

そして問題は、これは本当に、報告書が討論記録の存在を認めたんですから、核持ち込みの密約そのものであることを認めて、これを廃棄して、非核三原則の厳格な実施と非核の日本に進むための実効ある措置をとる、これこそ必要なんじゃないでしょうか。大臣、いかがですか。

◆岡田国務大臣 委員は結論が先にあつて、その上でさまざまおっしゃっておられますが、我々は、米軍といいますかアメリカの軍事力、核兵器を含む軍事力、その抑止力というものは日本の安全にとって重要である、そういう前提でありますので、そういう前提でない前提で御議論されたとしても、それは結局、何といいますか、一定の限界があるのではないかというふうに思います。

そして、最初の密約のところについて言われましたが、私は、先ほど繰り返しておりますように、最初は密約というのはなかった、しかし、途中の段階でお互いの解釈が違うということは、少なくとも日本はアメリカの解釈が日本の解釈と違うということは承知をしていたということでもありますから、余りそのところは、最初からどうだったのかという、数年間の差はあるとしても、基本的に、委員の言っておられることと私の言っていることの間、その部分についてはそう大きな差はないんじゃないかというふうに思っています。

○笠井委員 議論してきましたけれども、私は何も結論を先に言っているわけじゃないんです。抑止力の問題はきちっと考え方を議論するけれども、事実に基づいてどうかということだけをただしているのにまともにお答えにならないという問題なんです。そして、この問題でいいますと、やはりこれでは国民はなかなか納得しません。

そこで、核密約問題については、本会議や予算委員会はもちろんですが、国会としても、調査特別委員会を設置して、徹底審議それから真相の究明が必要です。

委員長に申し上げたいんですが、当委員会でも、参考人質疑に加えて、十分時間をとって集中審議を行うことを求めたいと思います。理事会で諮っていただきたいと思います。